

別表第1（第2条関係）：食品表示基準の対象となる加工食品

- 1 麦類  
精麦
- 2 粉類  
米粉，小麦粉，雑穀粉，豆粉，いも粉，調製穀粉，その他の粉類
- 3 でん粉  
小麦でん粉，とうもろこしでん粉，甘しょでん粉，ばれいしょでん粉，タピオカでん粉，サゴでん粉，その他のでん粉
- 4 野菜加工品  
野菜缶・瓶詰，トマト加工品，きのこ類加工品，塩蔵野菜（漬物を除く。），野菜漬物，野菜冷凍食品，乾燥野菜，野菜つくだ煮，その他の野菜加工品
- 5 果実加工品  
果実缶・瓶詰，ジャム・マーマレード及び果実バター，果実漬物，乾燥果実，果実冷凍食品，その他の果実加工品
- 6 茶，コーヒー及びココアの調製品  
茶，コーヒー製品，ココア製品
- 7 香辛料  
ブラックペッパー，ホワイトペッパー，レッドペッパー，シナモン（桂皮），クローブ（丁子），ナツメグ（肉づく），サフラン，ローレル（月桂葉），パプリカ，オールスパイス（百味こしょう），さんしょう，カレー粉，からし粉，わさび粉，しょうが，その他の香辛料
- 8 めん・パン類  
めん類，パン類
- 9 穀類加工品  
アルファー化穀類，米加工品，オートミール，パン粉，ふ，麦茶，その他の穀類加工品
- 10 菓子類  
ビスケット類，焼き菓子，米菓，油菓子，和生菓子，洋生菓子，半生菓子，和干菓子，キャンデー類，チョコレート類，チューインガム，砂糖漬菓子，スナック菓子，冷菓，その他の菓子類
- 11 豆類の調製品  
あん，煮豆，豆腐・油揚げ類，ゆば，凍り豆腐，納豆，きなこ，ピーナッツ製品，いり豆，その他の豆類の調製品
- 12 砂糖類  
砂糖，糖蜜，糖類
- 13 その他の農産加工品  
こんにゃく，その他1から12に分類されない農産加工食品
- 14 食肉製品  
加工食肉製品，鳥獣肉の缶・瓶詰，加工鳥獣肉冷凍食品，その他の食肉製品
- 15 酪農製品

牛乳，加工乳，乳飲料，練乳及び濃縮乳，粉乳，発酵乳及び乳酸菌飲料，バター，チーズ，アイスクリーム類，その他の酪農製品

16 加工卵製品

鶏卵の加工製品，その他の加工卵製品

17 その他の畜産加工品

蜂蜜，その他 14 から 16 に分類されない畜産加工食品

18 加工魚介類

素干魚介類，塩干魚介類，煮干魚介類，塩蔵魚介類，缶詰魚介類，加工水産物冷凍食品，練り製品，その他の加工魚介類

19 加工海藻類

こんぶ，こんぶ加工品，干のり，のり加工品，干わかめ類，干ひじき，干あらめ，寒天，その他の加工海藻類

20 その他の水産加工食品

その他 18 及び 19 に分類されない水産加工食品

21 調味料及びスープ

食塩，みそ，しょうゆ，ソース，食酢，調味料関連製品，スープ，その他の調味料及びスープ

22 食用油脂

食用植物油脂，食用動物油脂，食用加工油脂

23 調理食品

調理冷凍食品，チルド食品，レトルトパウチ食品，弁当，そうざい，その他の調理食品

24 その他の加工食品

イースト，植物性たんぱく及び調味植物性たんぱく，麦芽及び麦芽抽出物並びに麦芽シロップ，粉末ジュース，その他 21 から 23 に分類されない加工食品

25 飲料等

飲料水，清涼飲料，酒類，氷，その他の飲料